

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等の処遇方針は、個々のケースの実態及び介護保険制度等による介護サービスの活用等を踏まえた適切なものとなっているか。</p> <p>(2) 処遇困難なケース等については、関係機関とも連携の上、ケース診断会議等で組織的に検討されているか。</p> <p>(3) 処遇方針は、ケースの実態の変化に即して適切に見直しがなされているか。</p> <p>(4) 処遇方針が、ケース記録に明記されているか。</p> <p>4 訪問調査活動の充実</p> <p>(1) 訪問計画の策定</p> <p>ア 実施機関において統一的な訪問基準を策定する場合には、ケースの実態、訪問調査活動の目的を達成するために考慮され策定されているか。</p> <p>また、訪問基準の設定に当たっては、稼働能力の活用を図る必要のある者、多様なニーズを抱える高齢者等に着目し、当該世帯への指導援助の必要性が勘案されたものとなっているか。</p> <p>イ 個別のケースに対する訪問計画は、ケースの実態、訪問調査活動の目的に応じて適切なものとなっているか。</p> <p>また、ケースの実態の変化に応じて適時適切な見直しが行われているか。</p> <p>(2) 訪問調査活動の状況</p> <p>ア 訪問は、訪問計画に基づき計画的に実施されているか。</p> <p>また、ケースの状況変化を考慮し、必要に応じた随時の訪問が実施されているか。</p> <p>特に、長期間未訪問又は計画に比べ実施回数が少ないケースはないか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>イ 訪問調査活動の目的に添って必要な指導援助が行われているか。</p> <p>また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等に対しては、介護保険制度等による介護サービスの活用等必要な指導援助が行われているか。</p> <p>ウ 世帯主のみならず、必要に応じて世帯員と面接を行い、適切な指導援助が行われているか。</p> <p>エ 面接すべき者の不在が続く等の場合には、訪問方法を工夫する等適切な対応措置がとられているか。</p> <p>また、民生委員、親族等からも、生活状況等の聴取を行う等、不在理由を確認し、家庭内面接を行うよう努力しているか。</p> <p>オ 長期にわたって来所による面接が続き、訪問調査活動の目的が達成されていないケースはないか。</p> <p>カ 訪問調査結果は、査察指導員等に速やかに報告されているか。</p> <p>また、早期にケース記録に明確に記録され、その都度決裁されているか。</p> <p>5 就労阻害要因の把握</p> <p>(1) 就労阻害要因が的確に把握され、就労意欲の助長、生活習慣の形成等、必要な指導援助が適切に行われているか。</p> <p>(2) 傷病を理由に就労していない者の傷病の程度、就労の可否等については、直近のレセプトの活用、主治医訪問、嘱託医協議、必要に応じ検診命令等によりの確に把握されているか。</p> <p>また、検診命令に従わない場合には、保護の停・廃止等の措置が適切に行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(3) 育児中の母親に対する就労指導は、地域における保育所の設置状況、入所条件等が勘案され、適切に行われているか。</p> <p>6 個別具体的な指導援助の充実</p> <p>(1) 稼働年齢層の者のいるケースに対する指導援助の状況</p> <p>ア 稼働能力の活用等自立を助長するための指導援助は、自立更生計画書、求職活動状況申告書（毎月）の提出等の指導により積極的に行われているか。</p> <p>イ 稼働能力の活用状況等は、就労・求職状況管理台帳等で適切に把握されているか。</p> <p>ウ 就労に関する個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助が図られているか。</p> <p>エ 自立援助のため、公共職業安定所等関係機関との組織的連携は十分行われているか。 また、求人情報等の収集提供、必要に応じた公共職業安定所等への同行訪問等の援助が行われているか。</p> <p>オ 自立援助のための各種貸付制度等他法他施策の活用についての指導が適切に行われているか。</p> <p>カ 稼働能力の活用についての指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。 また、指導指示に従わない場合には、保護の停・廃止等の措置は適切に行われているか。</p> <p>キ 稼働能力及び地域の賃金水準等からみて、就労日数、時間、収入等が少ない者に対し、勤務先調査又は課税状況の調査が行われているか。 また、転職を含む増収指導が行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(2) 高齢者、障害者世帯等要援護世帯に対する指導援助の状況</p> <p>ア 高齢者、障害者等世帯について、介護保険制度及び障害者自立支援法等による各種サービスの活用が図られているか。</p> <p>イ 個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助が図られているか。</p> <p>ウ 年金等の受給の可否等について検討し、関係機関に対して協力を求めているか。</p> <p>エ 高齢者、障害者等世帯について、必要な生活環境等の整備のための制度の活用が図られているか。</p> <p>オ 扶養義務者に対して、ケースとの日常の交流等についての協力依頼は行われているか。</p> <p>(3) 母子世帯等に対する指導援助の状況</p> <p>ア 個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助が図られているか。</p> <p>イ 母親の養育態度、子供の就学状況等に問題のある世帯に対し、適切な指導援助が行われているか。</p> <p>ウ 子供の進路について、学校等関係機関との連携を図り、適切な指導援助が行われているか。</p> <p>エ 児童扶養手当等他法他施策の活用についての指導は、適切に行われているか。</p> <p>オ <u>ひとり親世帯就労促進費による一時扶助の適用について、適切に行われているか。</u></p> <p>(4) 関係機関との連携及び社会資源等の活用状況</p> <p>ア 関係部局との情報交換、連絡調整等は緊密に行われているか。</p> <p>イ 民生委員、保健所、各種相談員、医療機関、介護機関、学校等関係機関との連携、近隣住民との協力等による支援体制等幅広い社会資源の活用が行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(3) 適正な保護の決定事務の確保</p> <p>(4) 不正受給防止対策等の推進</p>	<p>また、必要に応じ、関係者にケースへの同行訪問を要請しているか。</p> <p>7 自立助長ケースの選定 自立助長選定ケースは、稼働能力の活用を指導する必要があるケースについて組織的に評価検討の上選定し、自立に向けた積極的かつ重点的な指導援助が行われているか。</p> <p>最低生活費の認定、加算、控除等の決定事務は適正に行われているか。 また、保護の変更等が行われた場合に、被保護者に対し通知されるとともに、必要な教示が行われているか。</p> <p>1 収入申告内容の確認等の状況 (1) 収入申告内容に疑義がある場合は、説明を求めているか。 また、必要に応じて勤務先等関係先調査を適切に行っているか。 (2) 再三にわたる収入申告書の提出の指示に対して、正当な理由もなく従わない場合は、文書指示等の措置が行われているか。</p> <p>2 不正受給ケースに対する措置 不正受給については、法第78条により厳正に措置されているか。 また、悪質なケースについては、告発等が行われているか。</p> <p>3 不正受給等の原因分析及び再発防止対策 (1) 不正受給等の未然防止を図り、適切な指導援助を行う観点から、法第63条及び法第78条適用</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>2 医療扶助の適正運営の確保</p>	<p>ケースの発生原因が十分に把握、分析された上で、<u>適切に適用されているか</u>。特に、定期的な訪問調査活動や関係先調査等による世帯の実態把握に問題がないか等、福祉事務所として取り組むべき問題点の有無が検討されているか。</p> <p>(2) 福祉事務所として取り組むべき問題がある場合、再発防止対策等の適切な対応がとられているか。</p> <p>1 医療扶助受給者に対する指導援助の状況</p> <p>(1) 被保護者の病状は、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等によりの確に把握され、その結果に基づき就労指導、療養指導等が適切に行われているか。</p> <p>(2) 長期入院患者、長期外来患者の実態を把握し、必要な指導援助は行われているか。</p> <p>特に、社会的入院を余儀なくされている入院患者について、<u>要介護者については、介護施設への入所や介護サービスの活用を図り、精神障害者については、精神障害者退院促進事業を活用するなどして、を受けでの在宅生活への移行が図られる</u>よう必要な指導援助は行われているか。</p> <p>(3) 医療機関の選定は、真に止むを得ない場合を除き、患者の居住地に近い医療機関となっているか。</p> <p>(4) 同一疾病で、複数の医療機関で受診する重複受診の確認、審査は行われているか。その結果を踏まえ、適正な受診指導が行われているか。</p> <p>2 レセプトの点検、活用状況</p> <p>(1) レセプトは、個別ケースごとに直近6か月程度は編綴され、療養指導等常時活用できる状態となっているか。</p> <p>また、病状の把握、療養指導等の際し、ケースワーカー、査察指導員、嘱託医等により適時レセプトが活用されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(2) 医療費の適正な支出のため、本庁の内容点検分を除いた全てのレセプトに対して内容点検等が実施され、過誤調整等は適切に行われているか。</p> <p>(3) レセプト点検に当たり、診療日数、診療内容、診療点数等に疑義が生じた場合には、嘱託医への協議又は本庁に対し技術的助言を求めているか。</p> <p>(4) 医療券交付処理簿とレセプトの照合が行われているか。</p> <p>3 移送給付等の状況</p> <p>(1) 移送給付</p> <p>ア 移送給付は、申請に基づき行われているか。 また、通院証明書、レセプト等により事実確認は行われているか。</p> <p>イ 移送手段は、最も経済的な方法で行われているか。 なお、タクシーを使用する場合は、医師の診断に基づき、歩行困難と認められた者等、真に止むを得ない者に限って行われているか。</p> <p>ウ 移送給付は、現物給付を原則として行われているか。</p> <p>(2) 入院患者日用品費等給付 入院患者日用品費及び年金等の累積金は把握され、加算等の調整が適切に行われているか。</p> <p>(3) 施術、治療材料給付 あん摩、マッサージ等の施術、眼鏡等治療材料の給付は事前に申請させ、適切に行われているか。 <u>なお、<u>施術の給付についての往療料の算定は、歩行困難等、真に安静を必要とする者等、通所して治療を受けることが困難な場合に限り行われているか。</u></u></p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>4 嘱託医等の配置及び活動状況</p> <p>(1) 嘱託医が週1回程度の所内勤務を行う等、医師による専門的判断を得られる体制が確保されているか。</p> <p>(2) 医療扶助の要否及びケース処遇に当たって、嘱託医等の専門的かつ技術的意見が聴取されているか。</p> <p>(3) ケースワーカー等の医学知識の研修に当たって、嘱託医等が効果的に活用されているか。</p> <p>5 本庁への技術的助言の要請状況</p> <p>医療の給付の要否、処遇方針の決定に当たっては、医学的見地からみて疑義のあるものについて本庁に対し技術的助言を求めているか。</p> <p>6 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況</p> <p>(1) 医療扶助の決定に当たり、社会保険等他法が適用されるものであるか否かについて確認がされているか。</p> <p>(2) 患者の病状等に応じ、障害者自立支援法、結核予防法<u>感染症予防法に基づく結核医療等の活用</u>について、保健所等関係機関との連携が十分図られているか。</p> <p>特に次の点について、関係機関と連携が図られ、確認がされているか。</p> <p>ア 精神科受診ケースについて、精神障害者保健福祉手帳申請の可否についての検討が行われているか。</p> <p>イ 精神科の通院について、<u>精神通院医療適用確認調書</u>を活用するなど、障害者自立支援法第58条の適用について検討が行われているか。</p> <p>ウ <u>人工透析医療を受けている者について、自立支援医療による給付が優先されているか。</u></p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>3 介護扶助の適正運営の確保</p>	<p>7 頻回受診者に対する適正受診指導状況</p> <p>(1) 頻回受診者指導台帳等が整備されているか。</p> <p>(2) 頻回受診の判断が主治医訪問や嘱託医協議等によって適切に行われているか。</p> <p>(3) 頻回受診の指導にあたっては、保健師の同行訪問を行うなど、適切に実施されているか。</p> <p>8 入院日数が180日を超えて入院している患者に対する医療扶助の例外的な給付状況</p> <p>(1) 医療扶助における例外的給付対象者台帳等が整備されているか。</p> <p>(2) 入院患者の退院後の受入先の確保について、必要な指導援助等が行われているか。</p> <p>(3) 例外的な給付の支給が適切に行われているか。</p> <p>1 介護扶助受給者等に対する指導援助の状況</p> <p>(1) 要介護又は要支援の状態にあると考えられる者については、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等により、要介護認定申請が行われるよう指導がなされているか。</p> <p>(2) 要介護認定が行われた場合は、居宅介護支援計画（ケアプラン）により要介護度等を踏まえた介護サービスの内容が把握され、また、それに基づき指導援助がなされているか。</p> <p>(3) 利用する介護機関は、真に止むを得ない場合を除き、当該介護機関の通常の事業実施地域内に要介護者等の居住地があるものが、選定されているか。</p> <p>2 介護給付費の点検等</p> <p>介護券交付処理簿と介護給付費公費受給者別一覧表の照合が適切に行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>4 福祉事務所における入所措置等の適正実施の確保</p> <p>(1) 適正な入所措置事務等の確保</p>	<p>3 福祉用具及び住宅改修の給付状況</p> <p>(1) 介護扶助受給者に対して、福祉用具の購入費及び住宅改修費の全額を支給した場合に、領収書等により保険給付等の申請がなされるよう指導されているか。</p> <p>(2) 保険者による償還金が支給された場合には、適切に法第63条適用がなされているか。</p> <p>4 介護施設入所者基本生活費等給付</p> <p>介護施設入所者基本生活費及び年金等の累積金は把握され、加算等の調整が適切に行われているか。</p> <p>5 本庁への技術的助言の要請状況</p> <p>介護扶助の給付の要否に当たって疑義のあるものについて本庁に対し技術的助言を求めているか。</p> <p>6 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況</p> <p>介護扶助の決定に当たっては、障害保健福祉関係部局等関係機関との連携が図られているか。</p> <p>1 適正な入所措置事務は確保されているか。</p> <p>(1) 措置台帳等諸帳簿は整備され、適正に入所措置事務が行われているか。</p> <p>(2) 入所措置について、より必要性の高い者を優先して措置されているか。</p> <p>2 入所措置後の援助は、適正に行われているか。</p> <p>(1) 入所措置後の継続の要否について見直しが行われているか。</p> <p>また、措置変更事由が生じた場合の措置換えは</p>